

小海高等学校生活指導係発行

1 日から自転車の法律が変わっています

平成 27 年 6 月 1 日より、交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転者には、安全運転を行わせるため講習の受講が義務づけられます（子どもでも 14 歳以上は対象）。

交通の危険を生じさせる違反とは、たとえば「信号無視」「一時不停止」「遮断踏切立ち入り」「酒酔い運転」など以下の 14 項目の違反をさします。

これらの違反を 3 年以内に 2 回以上繰り返す自転車利用者に講習の受講を義務づけ、未受講者は罰金刑が適用されます。

（※平成 27 年 6 月 1 日以降の違反行為が対象となります）

1 信号無視	8 交差点優先車妨害等
2 通行禁止違反	9 環状交差点の安全進行義務違反
3 歩行者用道路徐行違反	10 指定場所一時不停止等
4 通行区分違反	11 歩道通行時の通行方法違反
5 路側帯通行時の歩行者通行妨害	12 ブレーキ不良自転車運転
6 遮断踏切立ち入り	13 酒酔い運転
7 交差点安全進行義務違反等	14 安全運転義務違反

※ 安全運転義務違反とは、自転車側の過失によって人身事故が起きたような場合に、多くの違反が該当すると考えられます。例えばスマートフォンを見ながら自転車を運転していて歩行者と衝突するようなケースです。

学校からの下り坂でスピードを出し、蛇行運転をしている生徒がいます。いつ車との事故が起きるかわからない状況です。十分に注意してください。